

新旧対照表

○長期優良住宅建築等計画等の認定における自然災害による被害の発生防止又は軽減への配慮に関する基準

新	旧
<p>1 認定を行わない区域 申請建築物（法第5条第1項から第7項まで及び第8条の認定申請に係る住宅を含む建築物をいう。）が次に掲げる区域内に含まれる場合は、長期優良住宅建築等計画等の認定（以下、「認定」という。）を行わない。 (1)～(3) (略) 2 (略)</p>	<p>1 認定を行わない区域 申請建築物（法第5条第1項から第5項まで及び第8条の認定申請に係る住宅を含む建築物をいう。）が次に掲げる区域内に含まれる場合は、長期優良住宅建築等計画の認定（以下、「認定」という。）を行わない。 (1)～(3) (略) 2 (略)</p>